

つけましたか？

住宅用火災警報器！

6月1日から設置義務化スタート

近年、住宅火災によって亡くなる人が急増しています。火災を早期に見出し避難をすることにより火災による死者を少しでも減らすために、国は消防法を改正し、また、本町が常備消防を委託している成田市も国の基準に沿って火災予防条例を改正し、すべての住宅に火災警報器の設置を義務化しました。

設置義務化の時期は？

- 新築住宅
平成18年6月1日から
- 既存住宅
平成20年6月1日から

火災警報器とは？

「煙」か「熱」を感知し知らせる器具で、「煙」を感知する警報器の設置が義務付けられています。

火災の発生の初期段階で警



壁用

天井用

報音や音声により知らせます。どちらも「電池」を使うものと「家庭用電源（AC100V）」を使うものがあります。

設置場所例



1 寝室
就寝に使用する部屋の天井又は壁面に設置します。

2 階段
就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井又は壁面に設置します。
(ただし、避難階(1階など容易に避難できる階)の階段は除く)

設置場所は？

寝室及び階段です。台所は設置に努める場所と位置づけています。

購入先は？金額は？

ホームセンターや電気店、防災設備取扱店などで販売され、1個5千円から1万5千

円です。

購入時は日本消防検定協会鑑定マークが付いているものを選びましょう。



お問い合わせ 成田市消防本部予防課 ☎0476-201591

悪質な訪問販売にご注意！

「法律が変わって、すぐに火災警報器を設置しなければいけなくなりました。設置しないと罰則がありますよ。」と嘘をついたり、「消防署から点検に来ました」と言って、火災警報器を高額な値段で売りつける被害がすでに発生しています。

消防署や町が直接、住宅用火災警報器を販売することはありませんので、悪質な訪問販売には十分注意しましょう。万一被害に遭った場合は、すぐに成田市消費生活センター（☎0476-23-1161）へ連絡をしてください。

